

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請
【環境局環境監視部環境監視課】 2
- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【
環境局環境監視部環境監視課】 7

◇ 上下水道局

- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始（3件）【上
下水道局下水道部下水道保全課】 8

北九州市告示第 330 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定によりその概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 6 年 7 月 31 日

北九州市長 武内和久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号
三菱ケミカル株式会社九州事業所
九州事業所長 西村仁志

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号
三菱ケミカル株式会社九州事業所

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

(ア) LM2R141

名称	LM2R141
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 の第 46 号イに掲げる水洗施設
能力	50kg/日

(イ) LM1S411

名称	LM1S411
種類	水質汚濁防止法施行令 別表第 1 の第 46 号ロに掲げるろ過施設
能力	ろ過速度 400kg/時

(ウ) LM2S411

名称	LM2S411
種類	水質汚濁防止法施行令 別表第1の第46号ロに掲げるろ過施設
能力	ろ過速度 300kg/時

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の使用開始年月日

(ア) LM2R141

使用時間間隔	間欠
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
使用開始年月日	許可日以降

(イ) LM1S411

使用時間間隔	間欠
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
使用開始年月日	許可日以降

(ウ) LM2S411

使用時間間隔	間欠
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
使用開始年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

(ア) LM2R141

汚水等の量 (m^3 /日)	通常 1 最大 2
水素イオン濃度	通常 4～10 最大 4～10
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 120,000 最大 120,000
浮遊物質量 (mg/l)	通常 40 最大 40

(イ) LM1S411

汚水等の量 (m^3 /日)	通常 6 最大 9
水素イオン濃度	通常 4～10 最大 4～10
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 1,200,000 最大 1,200,000
浮遊物質量 (mg/l)	通常 40 最大 40

(ウ) LM2S411

汚水等の量 (m^3 /日)	通常 3 最大 6
水素イオン濃度	通常 4～10 最大 4～10
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 2,000,000 最大 2,000,000
浮遊物質量 (mg/l)	通常 40 最大 40
ふっ素化合物及びその 化合物 (mg/l)	通常 5,000 最大 5,000

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

汚水の処理施設の名称、使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大値等

ア 処理施設名 排水処理設備 A S A 2

イ 排水量及び汚染の状態

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 8, 980 最大 10, 898	通常 8, 872 最大 10, 821
水素イオン濃度	通常 6 ~ 9 最大 6 ~ 9	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 190 最大 230	通常 192 最大 230
浮遊物質 (mg/l)	通常 66 最大 86	通常 67 最大 86
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/l)	通常 - 最大 4	同左
フェノール類含有量 (mg/l)	通常 - 最大 9	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 177 最大 254	通常 178 最大 254
^{りん} リン含有量 (mg/l)	通常 10.5 最大 38	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	通常 1 最大 6	同左

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 No. 5排水口

イ 排水の量及び汚染状態

項目	設置前	設置後
排水の量 (m^3 /日)	通常 57, 293 最大 77, 355	通常 57, 185 最大 77, 278
水素イオン濃度	通常 5 ~ 9 最大 5 ~ 9	同左

化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 40 最大 45	同左
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 30 最大 40	同左
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/ℓ)	通常 — 最大 1	同左
フェノール類含有量 (mg/ℓ)	通常 — 最大 1	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 60 最大 120	同左
燐含有量 (mg/ℓ)	通常 2.6 最大 9	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 6 最大 6.7	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和6年7月31日から同年8月21日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和6年8月21日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第 3 3 1 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第 1 5 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和 6 年 7 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 指定する形質変更時要届出区域

北九州市小倉北区愛宕一丁目 2 2 5 6 番 2、2 2 5 8 番、2 2 5 8 番 6、
2 3 1 7 番 2、2 3 2 0 番 3、2 3 2 0 番 8、2 3 2 1 番 5、2 3 2 3 番 4
、2 3 2 4 番 2 及び大字板櫃 2 3 0 1 番 6 の各一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

北九州市上下水道局告示第24号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市門司区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月31日

北九州市上下水道局長 持山 泰生

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和6年8月5日

- 2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域
北九州市門司区新門司三丁目の一部

- 3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市門司区新門司三丁目地内の一部	分流式

- 4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第25号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市小倉南区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月31日

北九州市上下水道局長 持山 泰生

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和6年8月5日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域	
北九州市小倉南区大字貫の一部	
〃	〃 中曽根四丁目の一部
〃	〃 葛原東四丁目の一部
〃	〃 横代東町一丁目の一部
〃	〃 蛭田若園三丁目の一部
〃	〃 大字木下の一部
〃	〃 徳力二丁目の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市小倉南区大字貫地内、中曽根四丁目地内、葛原東四丁目地内、横代東町一丁目地内、蛭田若園三丁目地内、大字木下地内及び徳力二丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96の3

北九州市日明浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第26号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市若松区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月31日

北九州市上下水道局長 持山 泰生

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和6年8月5日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域
北九州市若松区青葉台西六丁目の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市若松区青葉台西六丁目地内の一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市若松区大字安瀬64の15

北九州市北湊浄化センター